

相模原祭準備委員会

責任者：伊東詩織

担当者：吉原正博

第 20 回相模原祭参加規約

[本学学生団体企画版]

制定日：2022 年 5 月 27 日

施行日：2022 年 5 月 27 日

第 20 代相模原祭実行委員会

第 20 回相模原祭参加規約

本規約は、第 20 回相模原祭の開催に向け、参加団体および実行委員会が互いに円滑に準備を進めることができるように定められたものです。また、参加団体の皆さんや来場者をはじめとする、第 20 回相模原祭に関わる全ての方が安心して楽しむことのできるためにも必要な規定であり、第 20 回相模原祭に参加する団体は本規約を遵守しなくてはなりません。

第 1 条（相模原祭）

1. 相模原祭は、青山学院大学学友会附置委員会である相模原祭実行委員会（以下、実行委員会）の運営のもと、青山学院大学相模原キャンパス内で実施される大学祭とする。
2. 2022 年度の相模原祭開催期間は、大学学事暦の決定により、10 月 8 日(土)から 10 月 9 日(日)の 2 日間とする。

第 2 条（参加資格）

相模原祭へ参加する全団体（以下、参加団体）は次の全ての条件を満たさなければならない。

- (ア) 本学学生を 1 名以上含むこと
- (イ) 本学専任教員（教授、准教授、専任講師）を顧問とすること
- (ウ) 実行委員会が主催する説明会に参加し、必要情報を提出すること
- (エ) 相模原祭の準備や当日の運営に協力すること
- (オ) 相模原祭参加規約（以下、本規約）や各種説明会にて提示された注意事項に同意すること

第 3 条（参加形態）

1. 参加団体は次の参加形態のいずれかを選択しなければならない。
 - (ア) 教室企画：教室内で企画を行う参加形態
 - (イ) 出店企画：スクエア（C,D,E,F 棟間）内に割り振られたブースで企画を行う参加形態
 - (ウ) ステージ企画：実行委員会が指定するステージで企画を行う参加形態
 - (エ) 自由企画：教室企画、出店企画、ステージ企画のいずれの参加形態にも該当しない参加形態
2. 参加団体は次の企画実施最低必要人数を満たした団体構成でなければならない。
 - (ア) 教室企画：2 名以上
 - (イ) 出店企画：6 名以上
 - (ウ) ステージ企画：1 名以上
 - (エ) 自由企画：1 名以上
3. 参加団体は特別な理由を除き、第 1 条第 2 項に定める相模原祭開催期間中の全日程において参加することとする。ただし、ステージ企画に関してはその限りではない。

第 20 回相模原祭参加規約

第 4 条（参加申請）

1. 参加団体は参加エントリーフォームや実行委員会が定める必要書類および Web フォームなどに必要情報を正しく記載または入力し、期日までに実行委員会に提出しなければならない。
2. 参加団体は次の役職者を 1 名ずつ選出しなければならない。ただし、団体構成人数が 1 名の場合は、企画代表者のみの選出とする。
 - (ア) 企画代表者：企画における全ての責任を負う
 - (イ) 副代表者：企画代表者が不在の場合に企画における全ての責任を負う
3. 企画代表者および副代表者の役職の兼任は全ての参加形態において認めない。
4. 参加エントリーフォーム提出後の内容変更は原則不可とする。ただし、実行委員会の判断のもと、変更の理由が合理的かつ妥当であると認められる場合は、その限りではない。
5. 第 4 条第 4 項の規定により参加エントリーフォームの内容を変更する場合は、参加エントリー内容変更届けを提出しなければならない。
6. 参加エントリーフォームや実行委員会が定める必要書類および Web フォームなどの内容に不備がある場合や乱雑に記載または入力されているものは受理せず、再度提出を求める場合がある。
7. 必要な手順を経て参加申請を行った場合でも、参加希望団体数が一定数を超えた場合は、実行委員会による抽選や選考などによって参加団体の調整を行う可能性がある。抽選や選考は、形態ごとに異なる。調整の結果、希望する場所や時間帯などで企画を実施することができない場合がある。
8. 次の行為が確認された場合、第 4 条第 7 項で定める抽選やオーディションによる調整の結果に不利益を及ぼす可能性がある。
 - (ア) 各種禁止事項に違反する行為
 - (イ) 必要書類や Web フォームなどの未提出
 - (ウ) 実行委員会に連絡なく必要書類や Web フォームを遅れて提出する
 - (エ) 実行委員会に連絡なく各種説明会に遅刻・欠席する・視聴しない
 - (オ) 実行委員会からの連絡に対し応答しない

第 5 条（参加辞退）

1. 第 4 条で定める参加エントリーフォームの提出後に相模原祭への参加を辞退することは原則不可である。ただし、実行委員会の判断のもと辞退の理由が合理的かつ妥当であると認められる場合は、実行委員会に早急に連絡しなければならない。
2. 参加辞退の手続きは、所定の参加辞退届けの受理をもって完了とする。

第 6 条（参加者保険）

1. 相模原祭参加にあたり参加団体の全構成員は、万が一の事態に備えて保険に加入しなくてはならない。
2. 第 6 条第 1 項に定める保険に関する費用は原則として実行委員会が負担する。ただし、団体構成員に本学学生以外が含まれる団体については、本学学生の分のみ実行委員会が負担し、本学学生以外の構成員については実費負担とする。
3. 第 6 条第 1 項に定める保険に関する手続きを行うため、参加団体は参加者名簿を実行委員会に提出しなければならない。

第 20 回相模原祭参加規約

第 7 条（設備・備品）

1. 学内備品、レンタル備品、企画実施施設などの使用が許可された団体は、相模原祭開催期間中の使用備品および使用施設の管理における全ての責任を負うものとする。
2. 学内備品、レンタル備品、企画実施施設などは借りた時と同様の状態で返却しなければならない。万が一、備品や設備を破損、紛失、損壊した場合は、速やかに実行委員会に連絡しなければならない。
3. 学内備品、レンタル備品、企画実施施設などへの塗装、書き込み、釘打ち、縫い付けなどの行為はしてはならない。
4. 企画実施により発生したゴミは分別し、実行委員会の指定する場所に廃棄しなくてはならない。
5. 廊下に面した壁やドアへの装飾および廊下は、汚損や破損の危険性があるため使用してはならない。
6. 企画実施施設に常備されているマイク・AV 設備を使用してはならない。
7. 企画実施施設に固定されている椅子や机などの設備を取り外してはならない。
8. 天井灯に触れたり、天井灯の交換をしたりしてはならない。
9. 教室内の合計使用電力は 1,500W を超えてはならない。
10. 学内で風船やスプレー缶を使用した装飾はしてはならない。
11. 学内備品、レンタル備品、企画実施場所などの装飾および掲示には実行委員会から指定されたテープ資材を使用しなくてはならない。
12. 実行委員会が手配した業者以外からの物品のレンタルはしてはならない。

第 8 条（商品の販売）

1. 参加エントリーフォームに記載されていない商品の販売はしてはならない。
2. 相模原祭当日に申請されていない商品の販売が確認された場合には、当該団体の全ての商品の販売を中止とする。

第 9 条（食品の取り扱い）

未定(別途協議中)

第 10 条（宣伝活動）

1. 相模原祭開催期間中の宣伝は指定された場所以外ではしてはならない。宣伝可能範囲はプロムナード（正門付近は除く）、スクエア広場のみ。詳細は別途定める。
2. 建物内での宣伝活動は、研究室や事務局もあるため原則禁止とする。
3. 拡声器を使用した宣伝活動や許可を得ていないビラの配布はしてはならない。
4. 歩行者の進路を妨害するなどの強引な誘導や勧誘はしてはならない。

第 20 回相模原祭参加規約

第 11 条（ステージ企画）

次の行為は禁止とする。これらの項目に該当する行為が確認された場合、第 13 条第 3 項の規定により、処分を科す可能性がある。

- （ア）ステージ資材、音響機材、照明機材、備品などを損傷させること
- （イ）ステージ上を著しく汚す、濡らすこと
- （ウ）ステージ上から客席等のステージ外に物を投げること
- （エ）ステージのサイドタワーやバックボードに登ること
- （オ）ステージ上からのダイブなど危険な行為をすること
- （カ）来場者に対し、リフト、ダイブ、サーフ、モッシュなどの危険性を伴う行為を誘起するような言動をとること
- （キ）過度な露出のある服装でパフォーマンスを行うこと
- （ク）参加エントリーフォームに記載した企画内容から逸脱した企画を行うこと
- （ケ）許可された時間帯以外の時間にステージで企画を行うこと
- （コ）その他、実行委員会が危険と判断する行為をすること

第 12 条（参加費用）

1. 参加団体は参加費用を期日までに納入しなくてはならない。
2. 参加費用は参加諸経費、レンタル費用の各費用を合計したものを指す。
3. 参加団体は参加形態ごとに定められた一定金額を参加諸経費として納入しなくてはならない。参加諸経費の詳細については別途定める。
4. 参加団体の企画実施に伴い、必要となるレンタル備品の費用は原則として、各参加団体による実費負担とする。ただし、ステージ企画にて実行委員会がレンタルする共有物品はその限りではない。
5. 実行委員会の重過失および天候不良や自然災害などの発生、その他の参加団体が関知しない事情により相模原祭の中止もしくは企画の中止などが生じた場合には、参加費用を日数換算し、相模原祭に参加できなくなった日数分の参加費用の全額を返金する。
6. 参加団体の過失により相模原祭の中止もしくは企画の中止(新型コロナウイルス感染によるものも含む)などが生じた場合には、実行委員会は参加費用の返金には一切応じることはできない。
7. 参加費用を納入した後に、第 5 条にて定められた手続きを経て相模原祭への参加を辞退する場合、レンタル備品のキャンセル代など参加辞退により生じた費用を差し引いた額を返金する。ただし、参加辞退により生じた費用が納入した参加費用を超過した場合、不足分を別途請求する場合がある。
8. 参加費用にかかる手続きは第 4 条第 2 項で定める企画代表者または副代表者と実行委員会総務局の担当者間のみで行い、代理人を含む第三者を介して行うことは原則として認めない。

第 20 回相模原祭参加規約

第 13 条（注意事項）

1. 次の企画は原則認められない。
 - （ア）本規約および本学の理念、学則をはじめとする学内諸規則に反する行為を伴う企画
 - （イ）来場者や企画実施者に危険が及ぶ恐れのある企画
 - （ウ）政治的企画
 - （エ）本学の教育方針に反するような宗教的企画
 - （オ）特定の企業名、商品名、商標などの広報を目的とする企画
 - （カ）その他、実行委員会または大学が不適切と判断した企画
2. 次の行為は禁止とする。
 - （ア）本規約および本学の理念、学則をはじめとする学内諸規則に反する行為
 - （イ）学内で本学の教育方針に反する宗教活動や政治活動を行うこと
 - （ウ）学内での宿泊
 - （エ）防火施設、設備（非常口・消火器・消火栓など）をふさいだり、移動させたりすること
 - （オ）使用許可を得た場所や備品以外の使用
 - （カ）実行委員会の許可の無い車両の入構
 - （キ）大学周辺道路への路上駐車、駐輪
 - （ク）近隣の店舗、施設への正規利用目的以外での駐車、駐輪
 - （ケ）実行委員会の許可なく火器を使用すること
 - （コ）実行委員会の許可なく企業や外部団体からの協賛を得ること
 - （サ）実行委員会の許可なく取材依頼への承諾をしたり、引き受けたりすること
 - （シ）実行委員会の許可の無い学内でのアンケートの実施やそれに準ずる行為
 - （ス）実行委員会の許可の無い募金活動
 - （セ）実行委員会の許可の無いビラやリーフレットなどの刊行物の配布
 - （ソ）学内での酒類の販売および飲酒、また酒気帯びでの入構
 - （タ）危険を招く行為や迷惑行為
 - （チ）強引な押し売りや宣伝
 - （ツ）来場者に対する団体への勧誘やそれに準ずる行為
 - （テ）電力の無断使用（PC・携帯電話の充電などを含む）や指定コンセント以外からの配線引き込み、タコ足配線
 - （ト）法令違反および公序良俗に反する行為
 - （ナ）実行委員会の指示や注意に反する行為
3. 本規約および学内諸規則、その他の諸規則に違反した場合、以下の処分が科される可能性がある。
 - （ア）実行委員会による注意、改善の要求
 - （イ）当該団体が実施する企画の中止
 - （ウ）当該団体の次年度以降の相模原祭参加における参加制限
4. 本規約および学内諸規則、その他の諸規則に違反した場合、大学により部活やサークルに対しては活動停止、個人に対しては停学・退学などの処分が課される可能性がある。
5. 大学施設や備品などの汚損、破損、紛失などの各種損害が生じた場合は、当該団体に損害金額の全額を請求する可能性がある。

第 20 回相模原祭参加規約

第 14 条（オンライン配信に伴う注意事項）

1. オンライン配信の形態を併用して参加する全団体は、オンライン開催に伴う同意書をオンライン上で提出する必要がある。
2. 委員会が撮影した映像および参加団体が提出した映像、動画、コンテンツの著作権は全て相模原祭開催期間中および実行委員会が定める映像公開期間中においては実行委員会に帰属するものとする。著作権の帰属に関する同意は第 14 条第 1 項に定める同意書にて行う。
3. 参加団体およびその構成員は第 14 条第 1 項に定める同意書を提出した時点で、当該団体の構成員が映っている映像、動画、コンテンツが一般公開されることに同意するものとする。
4. 相模原祭開催期間中および実行委員会が定める映像公開期間中における相模原祭に関する全ての映像、動画、コンテンツは実行委員会が管理・運営するサイトおよびアカウントのみにて公開されるものとする。
5. 参加団体は著作権および著作隣接権、著作者人格権などが保護されている音源、映像、コンテンツなどをその権利者の許諾無しに使用してはならない。
6. 第 14 条第 5 項に定める著作権および著作隣接権、著作者人格権などの許諾については実行委員会が手続きを行うものとする。
7. 第 14 条第 5 項に定める著作権および著作隣接権、著作者人格権などに関して参加団体の過失によるトラブルなどが生じた場合、実行委員会は一切の責任を負わない。

第 15 条（感染症対策）

1. 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、参加団体は各企画実施場所において適切な感染症対策を講じる義務を有す。
2. 感染症対策は実行委員会が定める方針および大学の方針などに則り感染症対策を実施するものとする。

第 16 条（免責事項）

1. 相模原祭における各企画は、参加団体の責任において行うものとする。
2. 実行委員会は、参加団体が相模原祭に参加する際に生じる不利益に対し、その原因が実行委員会の故意または重過失であると認められる場合を除き、一切の責任を負わない。
3. 相模原祭における盗難や怪我、実行委員会が関知しないその他のトラブルについて実行委員会は一切の責任を負わない。
4. 実行委員会や大学の判断で天候不良や自然災害などの発生、その他の事情により相模原祭の実施内容の変更や中止の判断を予告なく行う可能性がある。
5. 第 16 条第 4 項の規定により相模原祭の実施内容の変更や中止が行われた場合、相模原祭参加に関する団体の活動にて使用した全ての費用（外部施設利用費、各種材料費、宿泊費、交通費など）について実行委員会は一切負担しない。

第 20 回相模原祭参加規約

第 17 条（プライバシーポリシー）

1. 実行委員会は、次の場合においてのみ、参加団体から取得した個人情報を取り扱うものとする。
 - （ア）相模原祭の実施に関わる実行委員会からの連絡を行う場合
 - （イ）相模原祭の実施および運営に必要な実行委員会内部資料の作成を行う場合
 - （ウ）大学、学友会、相模原祭委員会に提出する各種書類の作成を行う場合
 - （エ）個人、団体名が特定できない形式での統計的資料の作成を行う場合
 - （オ）司法機関または行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合
 - （カ）大学から学則等大学諸規則に基づく要請を受けた場合
2. 実行委員会は、参加団体から取得した個人情報について漏洩、改ざん、紛失などを防止するため、細心の注意を払って取り扱うものとする。
3. 実行委員会は、第 17 条第 1 項の規定に示す場合を除き、本人の同意を得ていない個人情報について第三者に提供、開示はしないものとする。
4. 実行委員会は大学、学友会、相模原祭委員会に対して実行委員会が提供する個人情報を厳重な管理体制のもとで保管し、第 17 条第 1 項の規定に示す目的以外の使用および開示などを行わないよう要請するものとする。

附則

1. 本規約の制定日、施行日、失効日を以下のように定める。
 - （ア）制定日：2022 年〇月〇日
 - （イ）施行日：2022 年〇月〇日
 - （ウ）失効日：2023 年 3 月 31 日
2. 本規約は年度内に改訂されることがある。実行委員会は、本規約の改訂が生じた場合、速やかに参加団体に告知することとする。
3. 本規約の改廃は実行委員会が行う。
4. 本規約への同意は、第 4 条第 1 項に定める参加エントリーフォームの参加規約同意欄へのチェックおよび提出をもって行う。